

第4章 災害予防計画

この章では、災害に強いまちづくりや防災訓練計画、避難体制整備計画や情報収集・伝達体制整備計画など、災害発生前の予防計画について示されています。また、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するための計画についても示しています。

第1節	災害につよいまちづくり	4-1
第1	都市防災環境整備の推進	4-1
第2	都市基盤施設の防災対策	4-2
第2節	防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	4-4
第1	実施責任者	4-4
第2	配慮すべき事項	4-4
第3	普及・啓発及び教育の方法	4-6
第4	普及・啓発及び教育を要する事項	4-6
第5	学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進	4-7
第6	普及・啓発の時期	4-7
第3節	防災訓練計画	4-8
第1	訓練実施機関	4-8
第2	訓練の種別	4-8
第3	道防災会議が主唱する訓練	4-8
第4	相互応援協定に基づく訓練	4-8
第5	民間団体等との連携	4-8
第6	複合災害に対応した訓練の実施	4-9
第4節	物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	4-10
第1	食料その他の物資の確保	4-10
第2	防災資機材の整備	4-10
第3	備蓄倉庫等の整備	4-10
第5節	相互応援（受援）体制整備計画	4-11
第1	基本的な考え方	4-11
第2	相互応援（受援）体制の整備	4-11
第3	災害時におけるボランティア活動の環境整備	4-12
第4	防災ボランティア	4-13
第6節	自主防災組織の育成等に関する計画	4-14
第1	地域住民による自主防災組織	4-14
第2	事業所等の防災組織	4-14

第3	自主防災組織の編成（総務課・住民環境課）	4-14
第4	自主防災組織の活動	4-14
第7節	避難体制整備計画	4-17
第1	避難誘導體制の構築	4-17
第2	防災拠点の整備	4-18
第3	指定緊急避難場所の確保等	4-21
第4	避難所の確保等	4-23
第5	指定緊急避難場所及び指定避難所等に関する共通事項	4-24
第6	倶知安町における避難計画の策定等	4-34
第7	防災上重要な施設の避難管理等	4-35
第8	公共用地等の有効活用への配慮	4-36
第8節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	4-37
第1	安全対策	4-37
第2	外国人に対する対策	4-41
第9節	情報収集・伝達体制整備計画	4-42
第1	防災会議構成機関	4-42
第2	倶知安町、北海道及び防災関係機関	4-42
第10節	建築物災害予防計画	4-44
第1	建築物防災の現状	4-44
第2	予防対策	4-44
第3	崖地に近接する建築物の防災対策	4-44
第11節	消防計画	4-45
第1	消防体制の整備	4-45
第2	消防力の整備	4-45
第3	消防職員及び消防団員の教育訓練	4-45
第4	広域消防応援体制	4-45
第12節	水害予防計画	4-46
第1	河川及び下水道等の整備（建設課・水道課）	4-46
第2	予防対策	4-46
第3	風水害予防体制の強化（建設課・羊蹄山ろく消防組合）	4-47
第4	水防思想の普及（総務課・総合政策課）	4-47
第5	水防計画	4-48
第13節	風害予防計画	4-49
第1	予防対策	4-49
第14節	雪害予防計画	4-50
第1	雪害の予防	4-50
第2	道路除排雪体制（建設課）	4-50
第3	除雪実施責任者	4-50
第4	除雪実施責任者	4-51
第5	町の体制	4-52
第15節	融雪災害予防計画	4-53
第1	気象情報及び融雪情報の把握（総務課）	4-53
第2	出水災害予防体制の強化（建設課）	4-53
第3	河川流下能力の確保（建設課）	4-53
第4	なだれの災害予防（建設課）	4-53
第5	融雪思想の普及（総務課・総合政策課）	4-53
第6	町の体制	4-53
第16節	土砂災害の予防計画	4-55

第1 現況	4-5 5
第2 予防対策	4-5 5
第3 形態別予防計画	4-5 7
第4 土砂災害危険区域の整備	4-5 7
第17節 積雪・寒冷対策計画	4-5 8
第1 積雪対策の推進	4-5 8
第2 避難救出措置等	4-5 8
第3 交通の確保	4-5 8
第4 雪に強いまちづくりの推進	4-5 9
第5 寒冷対策の推進	4-5 9
第6 スキー客に対する対策	4-6 0
第18節 複合災害に関する計画	4-6 1
第1 予防対策	4-6 1
第19節 業務継続計画の策定	4-6 2
第1 業務継続計画（BCP）の概要	4-6 2
第2 業務継続計画（BCP）の策定	4-6 2
第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保	4-6 2

災害予防対策の役割分担

第1節 災害につよいまちづくり				
第1 都市防災環境整備の推進				
施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
地域特性を考慮した都市防災化の推進	まちづくり 新幹線課			
開発行為・土地利用の指導	まちづくり 新幹線課			
中高層建築物の安全化	まちづくり 新幹線課			施設管理者
災害に強い都市施設整備の推進	町		後志総合振興局 小樽建設管理部	小樽開発建設部
道路や橋梁の維持・補修	建設課		後志総合振興局 小樽建設管理部	小樽開発建設部
河川施設の整備	建設課 水道課		後志総合振興局 小樽建設管理部	
学校、公園・緑地・広場（オープンスペース）等の整備	建設課 教育委員会	学校		施設管理者
第2 都市基盤施設の防災対策				
施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
公共施設の防災対策	建設課 教育委員会 保育所			施設管理者
土木施設の防災対策	建設課			施設管理者
道路除雪対策				施設管理者
道路・橋梁の防災対策				施設管理者
道路防災総点検の実施				施設管理者
河川施設の防災対策			後志総合振興局 小樽建設管理部	
崖地等の防災対策	町	町民	後志総合振興局 小樽建設管理部	関係機関
ライフラインの予防対策	水道課			北海道電力 N T T東日本 J R北海道

第2節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画				
第1 実施責任者				
施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修及び実践的な研修、訓練の実施 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進 防災活動の的確かつ円滑な実施の推進	町	町民		関係機関
第2 配慮すべき事項				
施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発	町			
地域における要配慮者を支援する体制の確立	町			
防災に関する教育の普及推進	町			
第5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進				
施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動の習得の推進				学校
防災に関する教育の充実				学校
防災に関する計画やマニュアルの策定				学校
教職員等に対する防災に関する研修機会の充実				学校
防災の心構え等の防災知識の普及				学校
第3節 防災訓練計画				
第3 道防災会議が主唱する訓練				
施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
防災総合訓練等の実施	町		道	関係機関
災害通信連絡訓練等の実施	町		道	関係機関
防災図上訓練等の実施	町		道	関係機関
第4 相互応援協定に基づく訓練				
施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
協定締結先と相互応援の実施に関する訓練の実施	町		道	関係機関
第5 民間団体等との連携				
施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
地域住民等と連携した訓練の実施	町		道	関係機関
第6 複合災害に対応した訓練の実施				
施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施 計画・マニュアル等の充実	町			関係機関

第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

第1 食料その他の物資の確保

施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
災害時における食料その他の物資確保 応急飲料水の確保及び応急給水資機材 の整備	町長			関係機関
非常用備品の備蓄の啓発	町		道	

第2 防災資機材の整備

施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
災害時に必要な資機材の整備充実 暖房器具・燃料等の整備 災害時における防災資機材の確保	町		道	関係機関

第3 備蓄倉庫等の整備

施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
防災資機材倉庫の整備	町		道	

第5節 相互応援（受援）体制整備計画

第2 相互応援（受援）体制の整備

施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
応援・受援体制の整備			道	羊蹄山ろく 消防組合
防災関係機関等と連絡先の共有 必要な準備の整備	町		道	関係機関

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
ボランティアの活動環境の整備	町		道	

第4 防災ボランティア

施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
ボランティア登録窓口の設立 ボランティアの受入窓口の確立	福祉医療課			社会福祉協議会
ボランティアコーディネーターの育成	総務課 福祉医療課			社会福祉協議会
防災訓練等への参加	福祉医療課	町民		社会福祉協議会
ボランティア団体の組織化及びネット ワーク化の整備	福祉医療課	町民		社会福祉協議会

第6節 自主防災組織の育成等に関する計画				
第1 地域住民による自主防災組織				
施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
自主防災組織の設置及び育成 協力体制の確立 女性リーダーの育成	町			
第2 事業所等の防災組織				
施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
消防関係法令の周知徹底		事業所		
防災要員等の資質の向上		事業所		
自主的な防災組織の設置、育成		事業所		
積極的な防災体制の整備、強化		事業所		
第3 自主防災組織の編成（総務課・住民環境課）				
施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
組織内の役割分担確立	総務課 住民環境課	自主防災組織		
第4 自主防災組織の活動				
施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
防災知識の普及 防災訓練の実施	町	自主防災組織		
防災点検の実施		町民		
防災用資機材等の整備・点検		自主防災組織		
情報の収集伝達 出火防止及び初期消火 救出救護活動の実施 避難の実施 指定避難所の運営 給食・救援物資の配布及びその協力 地区防災計画の作成		自主防災組織		

第7節 避難体制整備計画

第1 避難誘導体制の構築

施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
必要な避難路の指定、整備 指定避難所等への案内標識の設置 地域のコミュニティを活かした避難活動の促進	町			
誘導標識の設置 災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知	町			
日頃から住民等への周知徹底	町			
広域一時滞在に係る応援協定 被災者の運送に関する運送事業者等との協定の締結	町		道	
保護者への引渡しに関するルール設定の促進	町		道	
災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等との連絡・連携体制の構築	町			

第2 防災拠点の整備推進

施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
防災拠点の整備促進	町			

第3 指定緊急避難場所の確保等

施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
指定緊急避難場所の指定 日頃から住民等への周知徹底	町			
関係部局や地域住民等の関係者と調整	町			
指定緊急避難場所の重要な変更の届け出、指定の取り消し及び知事への通知、公知	町長			

第4 避難所の確保等

施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
指定避難所の指定	町長			
福祉避難所の指定	町			
関係部局や地域住民等の関係者との調整	町			
備蓄場所の確保、通信設備の整備等の推進 指定管理者との避難所運営に関する役割分担	町			
指定避難所の重要な変更の届出、指定の取り消し及び知事への通知、公示	町長			指定避難所管理者

第6 倶知安町における避難計画の策定等				
施 策 項 目	倶 知 安 町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知	町 長			
防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知	町 長			
避難計画の策定及び避難体制の確立	町			
被災者の把握	町			
第7 防災上重要な施設の管理等				
施 策 項 目	倶 知 安 町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
避難計画の作成 関係職員等への周知徹底 訓練等の実施				学 校 医 療 機 関 社 会 福 祉 施 設 管 理 者
非常災害に関する具体的計画の作成				要配慮者利用施 設 所 有 者 管 理 者
第8 公共用地等の有効活用への配慮				
施 策 項 目	倶 知 安 町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
公共用地等の有効活用への配慮	町		道 北 海 道 財 務 局	

第8節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

第1 安全対策

施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
地域における安全体制の確保 防災知識の普及・啓発 福祉避難所の指定促進 災害時施設間避難協定の締結促進 避難行動要支援者等の要配慮者への情報提供	町		道	社会福祉施設等 管理者
全体計画・地域防災計画の策定 要配慮者の把握 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 各名簿情報の提供と必要な措置の要求及び実施 避難のための立退きの通知又は警告	総務課 福祉医療課 地域包括支援センター			
避難支援等関係者の安全確保				関係機関
避難行動支援に係る地域防災力の向上 福祉避難所の指定	町			
防災設備等の整備 組織体制の整備 緊急連絡体制の整備 防災教育・防災訓練の充実				施設管理者
第2 外国人、一時滞在者及び帰宅困難者に対する対策				
施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
多言語による広報の充実 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置	町		道	

第9節 情報収集・伝達体制整備計画				
第1 防災会議構成機関				
施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
災害発生時に対処する体制の整備 災害の予測・予知や災害研究の推進に向けたシステムの構築				関係機関
第2 倶知安町、北海道及び防災関係機関				
施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達 確実に情報伝達できる体制の整備 住民との双方向の情報連絡体制の確保	町		道	関係機関
被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達 通信手段の多重化・多様化 無線通信システムの整備 要配慮者に配慮した多様な手段の整備	町		道	関係機関
災害時の重要通信の確保に関する対策の推進 非常通信協議会との連携	町		道	関係機関
定期的な点検の実施 非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認 運用管理体制の整備	町		道	関係機関
北海道総合通信局との調整 防災関係機関等との連携 通信訓練の参加	町			関係機関
情報通信手段の維持・確保	町			
現地情報連絡員(リエゾン)等の応援要請、派遣及び受入れ体制の整備	町 庶務班		後志総合振興局 後志森林管理署	小樽開発建設部

第10節 建築物災害予防計画				
第2 予防対策				
施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
防火地域及び準防火地域の情報提供 市街地再開発事業の促進 不燃化の促進及び技能の向上			道	
不燃化対策の実施	町			
第3 崖地に近接する建築物の防災対策				
施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
建築物の建築制限 安全な場所への移転促進	町		道	
大規模盛土造成地マップの作成・公表 宅地の耐震化の実施	町		国・道	

第 11 節 消防計画				
第 1 消防体制の整備				
施 策 項 目	俱 知 安 町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
消防計画の一層の充実 消防計画の作成 消防の対応力強化	羊 蹄 山 ろ く 消 防 組 合			
第 2 消防力の整備				
施 策 項 目	俱 知 安 町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
消防施設並びに人員の整備充実 高度な技術・資機材を有する救助隊の 整備の推進 先端技術による高度な技術の開発 水利の整備充実	羊 蹄 山 ろ く 消 防 組 合			
第 3 消防職員及び消防団員の教育訓練				
施 策 項 目	俱 知 安 町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
教育訓練の実施	町		道	
第 4 広域消防応援体制				
施 策 項 目	俱 知 安 町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
相互に応援できる体制の整備 他の消防機関、他市町村、他都府県及び 国へ応援の要請	町			

第12節 水害予防計画				
第1 河川及び下水道等の整備（建設課・水道課）				
施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
災害危険区域の整備の推進	建設課		後志総合振興局 小樽建設管理部 真狩出張所	
下水道及び排水路の整備の推進	水道課			
第2 予防対策				
施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
河川改修事業等の治水事業の推進 河川の管理 水防拠点の整備 水害リスクの開示	町		道	
ゲート操作基準による適正な操作 非常用電源や燃料等の事前の確保	町			
伝達手段の多重化、多様化 水防体制の確立 洪水予報、水位到達情報の伝達 避難場所及び避難経路の決定 避難訓練の実施 印刷物の配布及び必要な措置の実施	総務課 建設課 羊蹄山ろく 消防組合			
第3 風水害予防体制の強化（建設課・羊蹄山ろく消防組合）				
施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
水防用資器材の整備 水防施設の点検・管理 各種水防訓練の実施	建設課 羊蹄山ろく 消防組合			後志総合振興局 小樽建設管理部 真狩出張所
気象情報や河川情報の迅速な伝達手段の整備				関係機関
第4 水防思想の普及（総務課・総合政策課）				
施策項目	倶知安町	町民	道	防災関係機関
水防思想の普及徹底	総務課 総合政策課			

第 13 節 風害予防計画

第 1 予防対策

施 策 項 目	俱 知 安 町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
防風林造成事業等の治山事業の推進			道 北海道森林管理局	
時期別・作物別の予防措置及び対策等の指導			道	
応急対策上重要な施設の安全性の向上	町		道	
落下防止対策等の徹底	町			施 設 管 理 者

第 14 節 雪害予防計画

第 1 雪害の予防

施 策 項 目	俱 知 安 町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
良好な道路交通の確保 除排雪の実施	町			関 係 機 関

第 2 道路除排雪体制（建設課）

施 策 項 目	俱 知 安 町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
除排雪機械の整備・点検 除排雪体制の確保 除排雪体制の確立	建 設 課		小樽建設管理部 （道路管理者）	小樽開発建設部 （道路管理者）

第 5 町の体制

施 策 項 目	俱 知 安 町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
連絡体制、警戒体制及び消防体制の確立 応急措置の体制の整備 孤立予想地域の対策の実施 除雪機械、通信施設の整備点検	町			

第 15 節 融雪災害予防計画				
第 1 気象情報及び融雪情報の把握 (総務課)				
施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防災関係機関
積雪状況の把握と融雪出水の予測	町			関 係 機 関
第 2 出水災害予防体制の強化 (建設課)				
施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防災関係機関
水防用資器材の点検・整備 水防施設の点検・管理 各種水防訓練の実施	建 設 課 羊 蹄 山 ろ く 消 防 組 合		後志総合振興局 小樽建設管理部 真狩出張所	
第 3 河川流下能力の確保 (建設課)				
施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防災関係機関
河川管理施設の整備点検 河川流下能力の確保	建 設 課		後志総合振興局 小樽建設管理部 真狩出張所	
第 4 なだれの災害予防 (建設課)				
施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防災関係機関
道路斜面のなだれ予防対策	建 設 課		後志総合振興局 小樽建設管理部 真狩出張所	小樽開発建設部 俱 知 安 開 発 事 務 所
鉄道斜面のなだれ予防対策				J R 北 海 道 俱 知 安 駅 札 幌 保 線 所 俱 知 安 保 線 管 理 室
崖地のなだれ予防対策				崖 地 管 理 者
第 5 融雪思想の普及 (総務課・総合政策課)				
施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防災関係機関
水防思想の普及徹底	総 務 課 総 合 政 策 課			
第 6 町の体制				
施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防災関係機関
気象情報及び融雪状況の把握 連絡体制、警戒体制及び避難・救助体制 の確立 水防資器材、通信連絡施設の整備点検 の実施	町			

第 16 節 土砂災害の予防計画

第 2 予防対策

施 策 項 目	倶 知 安 町	町 民	道	防災関係機関
土砂災害対策の実施 関係機関や住民への周知 避難訓練の実施等	町		道	
緊急調査及び情報の通知				北海道開発局

第 3 形態別予防計画

施 策 項 目	倶 知 安 町	町 民	道	防災関係機関
定期的な施設点検の実施 土石流に対する警戒避難体制等について指導			北海道森林管理局	北海道開発局
土砂災害警戒区域及び地滑り防止区域・急傾斜地崩壊危険箇所・土石流危険溪流の周知 警戒避難体制に関する事項の決定 斜面・急傾斜地・河川等の異常の報告及び防災措置などの周知・啓発	町			

第 4 土砂災害危険区域の整備

施 策 項 目	倶 知 安 町	町 民	道	防災関係機関
地滑り危険区域における防止工事の推進			後志総合振興局	
土石流危険溪流等の整備の推進			後志総合振興局 小樽建設管理部 真狩出張所	

第17節 積雪・寒冷対策計画				
第1 積雪対策の推進				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防災関係機関
雪対策の確立と雪害の防止	町		道	関 係 機 関
第2 避難救出措置等				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防災関係機関
避難、救出、給水、食糧、燃料供給及び防疫等の措置の実施 自衛隊の災害派遣の要請			北 海 道	
避難の指示及び誘導 被害者の救出、行方不明者の搜索の実施			北 海 道 警 察	
避難指示（緊急）の準備 避難、救出、給水、食糧、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制整備	町			
第3 交通の確保				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防災関係機関
除雪体制の強化 積雪寒冷地に適した道路整備の推進 雪上交通手段の確保	建 設 課		小樽建設管理部 （道路管理者）	小樽開発建設部 （道路管理者）
雪上交通手段の確保	町			関 係 機 関
第4 雪に強いまちづくりの推進				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防災関係機関
家屋倒壊の防止	町		道	
積雪期における避難所、避難路の確保	町		道	関 係 機 関
第5 寒冷対策の推進				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防災関係機関
防寒用品や発電機などの整備、備蓄	町			
民間事業者との協定締結等の体制整備			道	
積雪期を想定した資機材の備蓄 非常電源のバックアップ設備等の整備 多様な避難所の確保 トイレ調達方法の検討	町			
応急仮設住宅の迅速な提供	町		道	
第6 スキー客に対する対策				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防災関係機関
スキー場利用客の安全対策の実施	町			施 設 管 理 者

第 18 節 複合災害に関する計画

第 1 予防対策

施 策 項 目	俱 知 安 町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実 防災関係機関相互の連携強化 複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施 計画・マニュアル等の充実				関 係 機 関
災害応急措置等に関する知識の普及・啓発	町		道	

第 19 節 業務継続計画の策定

第 2 業務継続計画（BCP）の策定

施 策 項 目	俱 知 安 町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
業務継続計画を策定及び継続的改善	町			
業務（事業）継続計画の策定・運用		事 業 者		

第 3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

施 策 項 目	俱 知 安 町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
発災時の拠点となる庁舎等の高い安全性の確保 主要な機能の充実 災害時における安全性の確保 適切な備蓄、調達、輸送体制の整備	町		道	

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

町、国及び道は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、町、国、道及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、町、国及び道は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は、当該地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、町、道及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第1節 災害につよいまちづくり

大規模な地震が発生したときは、古い木造建物が密集している地域では、建物倒壊や同時多発火災等により被害が甚大となる危険性がある。

町及び防災関係機関は、災害による被害を最小限にとどめるため、地域の災害特性を考慮した都市防災化事業の推進や都市施設整備（道路、橋梁等）など災害に強いまちづくりを推進する。

第1 都市防災環境整備の推進

(1) 地域特性を考慮した都市防災化の推進

町は、まちづくりの変遷や災害履歴等について把握し、災害の地域特性を考慮した開発行為・土地利用の規制等を行い、災害に強いまちづくりを推進する。

ア 開発行為・土地利用の指導（まちづくり新幹線課）

宅地造成等の開発行為については、崖崩れ、溢水のおそれのある土地を宅地造成等の区域に含めないよう指導するとともに、開発行為の許可にあたっては、都市計画法や宅地造成等規制法に規定する技術基準に基づいて、崖崩れ、土砂の流出及び溢水による災害発生の防止のために必要な措置を講ずるよう指導する。

また、用途地域等の適切な指定により、市街地における住宅と工場等の危険物取扱施設の混在の解消を図り、災害時における住宅地の安全性を向上させる。

さらに、準防火地域を適切に指定することで、商業地域等の火気の使用頻度が高い施設が密集する地域における延焼の防止を図る。

イ 中高層建築物の安全化（まちづくり新幹線課）

中高層建物の施設管理者は、平常時及び災害時における建物と居住者、町民等の安全を確保するため、消防法に基づいて、検査・指導を受け、不燃化・耐震化の推進と火災予防の徹底を図る。

(2) 災害に強い都市施設整備の推進

町は、まちづくりの変遷や災害履歴等について把握し、災害の地域特性を考慮した開発行為・土地利用の規制等を行い、災害に強いまちづくりを推進する。

町及び都市基盤整備に関係する小樽開発建設部俱知安開発事務所及び後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所は、各管理施設において、避難、救援及び消防活動等に重要な役割を果たす道路・橋梁等の他、洪水の防御に必要な河川施設の維持補修に努め、都市施設整備を推進する。

また、町及び道は、学校や公園等の避難防火施設等の維持・補修に努める。

ア 道路や橋梁の維持・補修

（町（建設課）、小樽開発建設部俱知安開発事務所及び後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所）、各管理施設（道路・橋梁）について、平常時の維持・補修、拡幅・改良を推進する。

イ 河川施設の整備

町（建設課・水道課）及び後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所は、各管理施設において、洪水による浸水を防止する下水道、河川について、その拡充及び改修を推進する。

ウ 学校、公園・緑地・広場（オープンスペース）等の整備（教育委員会・建設課）

町、学校、公園・緑地・広場等の施設管理者は、施設の耐震・耐火構造化を順次推進していくとともに、公園・緑地・広場等のオープンスペースの整備を推進する。これらの施設は、地震などの災害が発生した際には火災による延焼拡大を防止する役割を果たすと同時に、避難所や避難場所、緊急ヘリポート等として活用する。

第2 都市基盤施設の防災対策

(1) 公共施設の防災対策（総務課・建設課・こども未来課・住民環境課・教育委員会）

役場庁舎、学校、児童館、保育所、公営住宅、一般廃棄物処理施設等の公共施設が、地震などの災害により被災したときは、利用者等の安全確保、町民等の避難及び物資の供給等に支障をきたす。

また、防災の拠点となる避難所が被災することにより、町民等の不安心理が急速に膨らみ、混乱を助長するおそれがある。

町所管施設、学校、児童館、保育園等の公共施設の管理者は、このような施設の安全性を確保するためと、地震等の災害により被災した場合に町民等の避難や物資の供給等の応急対策に支障をきたさないため、計画的に耐震性の向上を図る。

(2) 土木施設の防災対策

道路、橋梁等の施設管理者は、災害時の避難・消防活動、救援物資輸送の役割を担う道路等の防災総点検や冬季の除雪対策を推進し、災害時の緊急輸送の確保を図る。

河川施設及び崖地等の施設管理者は、町民等の安全を確保するため、各整備計画に基づく施設整備を推進するとともに、町民等の協力を得て、浸水や崖崩れ等の災害の発生や二次災害の防止体制の確立を図る。

ア 道路除雪対策（町（建設課）、小樽開発建設部倶知安開発事務所、後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所）

本町は積雪寒冷地であり、冬季間に大規模地震災害などが発生したときは特に、道路上の積雪により避難活動や物資の輸送等に大きな支障が生じることが予想される。このため、各施設管理者は、平常時から路線別除雪計画（個別災害対策計画）に基づき、除雪作業を実施し、災害時に備えて道路の確保を図る。

イ 道路・橋梁の防災対策（町（建設課）、小樽開発建設部倶知安開発事務所、後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所）

道路及び橋梁は、災害時の避難、救援、消防活動及び物資の輸送等に重要な役割を果たす。このため、各施設管理者は、災害時において緊急輸送道路等を確保するため、平常時から道路及び橋梁の整備を積極的に推進する。

ウ 道路防災総点検の実施（町（建設課）、小樽開発建設部倶知安開発事務所、後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所）

各施設管理者は、道路施設の点検を実施するとともに、その結果に基づき、道路の災害に対する危険性を把握し、災害に強い道路づくりを推進する。

エ 河川施設の防災対策（町（建設課）、後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所）

風水害による浸水被害、地震による液状化被害及び火災等を防止するため、河川施設の管理者は、地域の災害の危険性を把握し、各整備計画に基づく施設整備を推進する。

（ア）地域の危険性を考慮した施設整備計画の推進

各施設管理者は、地域の災害による危険性を把握し、地盤特性に合った施設整備を計画的に推進していく。

（イ）水辺空間の整備

親水性豊かな空間は、住民生活に憩いと潤いを与えるとともに、消防水利の確保や洪水防止のための遊水池、火災発生時の避難地など、防災上重要な役割を果たす。

このことから、河川の各施設管理者は、防災上に配慮した親水性の高い水辺空間の整備に努める。

（ウ）取水護岸の整備

地震などの災害時には、断水により消火栓が使用できなくなり、消火活動に支障をきたす危険性があることから、各施設管理者は、河川の護岸から直接消火用水を取水できるような施設整備の推進を図る。

オ 崖地等の防災対策

土地の高度利用と開発に伴い、台風や集中豪雨時における崖崩れ災害の危険性が増加する

傾向にある。

- (ア) 土砂災害防止法による警戒避難体制の整備（町、後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所）

崖崩れ、土石流等による災害発生を未然に防ぐため土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定及び警戒避難体制の整備を促進する。

- (イ) 町民等の協力体制の確立（町民等）

崖地等の近傍の住民は、常に危険に対する意識を持って崖地等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水等）の早期発見に留意し、異常が発見されたときは、町、後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所又は警察・消防等の関係機関へ通報する。

また、安全を確認した上で、必要があれば、不安定な土壌や浮石の除去等、町民等も防災措置に協力する。

カ ライフラインの予防対策

地震、風水害等によりライフライン施設（水道・電気・電話）が被害を受けたときは、基本的な都市機能が麻痺し、町民生活にも大きな影響を与えるとともに、人命の救助・救出や避難活動、水や食料等の物資供給の遅れなど、様々な応急対策活動に支障をきたす。

町及び各関係機関等は、地震などの災害に備え、次のような予防対策を実施する。

- (ア) 上下水道施設の防災対策（水道課）

町は、地震などの災害時において、被害を最小限に押さえることができるよう、被害予測において地震動や液状化危険度が高かった地域の埋設管の耐震化を順次推進していく。

また、災害時の迅速な応急給水や上下水道施設の早期応急復旧が図られるよう、対応マニュアルを作成しておくとともに、地元建設業協会の協力等による応援体制を確立しておく。

- (イ) 電力施設の防災対策（北海道電力ネットワーク株式会社小樽支店俱知安ネットワークセンター、北海道電力株式会社俱知安水力センター）

北海道電力ネットワーク株式会社小樽支店俱知安ネットワークセンター、北海道電力株式会社俱知安水力センターの定める防災業務計画に基づき、防災訓練の実施や防災知識の普及といった職員に対する防災教育等の実施に努める。

また、災害時に備え、施設の被害情報収集等の連絡体制を確立しておくとともに、迅速な応急復旧活動が図られるよう、活動体制を整備する。

さらに、単独での応急復旧活動が困難な場合に備え、電力他社等の協力が得られるよう応援体制を確立する。

- (ウ) 通信施設の防災対策（東日本電信電話（株）北海道事業部）

東日本電信電話（株）北海道事業部が定める防災業務計画に基づき、防災訓練の実施や防災知識の普及といった職員に対する防災教育等の実施に努める。

また、災害時の電話の輻輳等により防災活動に支障をきたさぬよう、重要な回線の災害時優先電話としての指定や非常用交換機等の設置体制の整備を実施する。

更に、災害時に家族や友人が安否確認等を行う際に有効な災害伝言ダイヤル「171」の利用について、町民等への周知に努める。

- (エ) 鉄道施設の防災対策（JR北海道俱知安駅及び札幌保線所俱知安保線管理室）

それぞれが定める防災業務計画に基づき、防災訓練の実施や防災知識の普及といった職員に対する防災教育等の実施に努める。

また、災害時に備え、施設の被害情報収集等の連絡体制を確立しておくとともに、迅速な応急復旧活動が図られるよう、活動体制を整備する。

第2節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

町民及び防災関係職員に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

(1) 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、町民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

(2) 町及び道

ア 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。

イ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

ウ 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

エ 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

第2 配慮すべき事項

(1) 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

(2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(3) 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

(4) 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努めるものとする。

(5) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

- (6) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- (7) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- (3) インターネット、SNSの活用
- (4) 新聞、広報誌（紙）等の活用
- (5) 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- (6) 広報車両の利用
- (7) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- (8) 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- (9) 学校教育の場の活用
- (10) その他

第4 普及・啓発及び教育を要する事項

- (1) 俱知安町地域防災計画の概要
- (2) 俱知安国民保護計画の概要
- (3) J-アラート（全国瞬時警報システム）の概要
 - ア 緊急地震速報について
 - イ 気象特別警報について
 - ウ 国民保護に関する事項について
- (4) 災害に対する一般的知識
- (5) 災害の予防措置
 - ア 自助（身を守るための備えや備蓄）の心得
 - イ 防災の心得
 - ウ 火災予防の心得
 - エ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - オ 農作物の災害予防事前措置
 - カ その他
- (6) 災害の応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - イ 災害の調査及び報告の要領・方法
 - ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - エ 災害時の心得
 - (ア)（家庭内、組織内の）連絡体制
 - (イ) 気象情報の種別と対策
 - (ウ) 避難時の心得
 - (エ) 被災世帯の心得
- (7) 災害復旧措置
 - ア 被災農作物に対する応急措置
 - イ その他
- (8) その他必要な事項

第5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- (4) 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- (5) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- (6) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第3節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

第1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- (1) 水防訓練
- (2) 土砂災害に係る避難訓練
- (3) 消防訓練
- (4) 救難救助訓練
- (5) 情報通信訓練
- (6) 非常招集訓練
- (7) 総合訓練
- (8) 防災図上訓練
- (9) その他災害に関する訓練

第3 道防災会議が主唱する訓練

次の訓練については、道防災会議が主唱し、町及び防災会議構成機関の協働により実施する。

- (1) 防災総合訓練
災害救助、水防活動、大規模火災を想定した応急対策活動を中心に総合的に実施する。
- (2) 災害通信連絡訓練
通信障害時における災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。
- (3) 防災図上訓練
各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

第4 相互応援協定に基づく訓練

町及び道、防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

第5 民間団体等との連携

町及び道、防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第6 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町、道及び関係機関は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。その際、要配慮者向けの物資等の確保にも努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第1 食料その他の物資の確保

- (1) 町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。また、町長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備(備蓄)に努める。

[備蓄品の例]

食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水…ペットボトル水

生活必需品…毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用）

衛生用品…マスク、消毒液

燃料…ガソリン、灯油

その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋

- (2) 道は、あらかじめ民間事業者等と災害協定を締結するなど、市町村が自ら食料その他の物資の調達等を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の調達体制の整備に努めることとしている。

- (3) 町及び道は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第2 防災資機材の整備

町、道及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、町は、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努め、道及び関係機関は、市町村の整備の取組を支援し、補完する。

また、町は、予め防災資機材販売業者及び貸出業者と防災資機材調達に関する協定を締結するなど、防災資機材の調達体制を整備し、災害時における防災資機材の確保に努める。

第3 備蓄倉庫等の整備

町及び道は、防災資機材倉庫の整備に努める。

第5節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町、道及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

第1 基本的な考え方

第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、予め企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

第2 相互応援（受援）体制の整備

(1) 俱知安町

ア 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、予め連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。

イ 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、予め相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

ウ 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

(2) 消防機関（羊蹄山ろく消防組合）

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むよう予め体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

(3) 防災関係機関等

予め、町、道その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- (1) 町及び道は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- (2) 町、道及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- (3) 町及び道は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方針等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (4) 町及び道は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第4 防災ボランティア

町と社会福祉協議会は相互に協力して、平常時からボランティア登録・申請窓口の設立、ボランティアセンターの運営、ボランティアコーディネーター等の養成等を実施し、ボランティア活動の推進を図る。

(1) ボランティア登録窓口の設立（福祉医療課）

社会福祉協議会は町(福祉医療課)と協力し、平常時からボランティアの受入窓口を確立する。

(2) ボランティアコーディネーターの育成（総務課・福祉医療課）

町（総務課・福祉医療課）と社会福祉協議会は町内のボランティア団体と連携し、ボランティアコーディネーター、ボランティアリーダーの養成を図り、効果的なボランティア活動の実施を図る。

ボランティアコーディネーターの活動	
ア	ボランティアと高齢者・障がい者等の要配慮者との連絡調整
イ	ボランティア活動に関する助言・相談
ウ	ボランティアの発掘・登録・斡旋活動

(3) 防災訓練等への参加（総務課・福祉医療課）

町（総務課・福祉医療課）は、平常時からボランティア関係団体とのコミュニケーションを図り、積極的に防災訓練等への参加を働きかけるなど、災害時の効果的な活動を推進する。

(4) ボランティア団体の組織化及びネットワーク化の整備（福祉医療課）

町（福祉医療課）は、社会福祉協議会、ボランティアの自主自発性を尊重した組織づくりを推進する。

また、災害時においてボランティア関係団体が連携しながら、円滑かつ効果的な防災ボランティア活動の実施を図るため、ボランティア関係団体等の連絡調整を行う等、ネットワークの整備を推進する。

第6節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、町は、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ研修の実施等により自主防災組織のリーダー育成に努める。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成（総務課・住民環境課）

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、予め組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第4 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

(ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(エ) 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(オ) 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

(2) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、予め次の事項を決めておくようにする。

- ・連絡をとる防災関係機関
- ・防災関係機関との連絡のための手段
- ・防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

ウ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

エ 避難の実施

町長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、町内会や自治会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

オ 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D○はぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

カ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

キ 自主防災組織等（自衛消防組織を含む。）が作成する地区防災計画

町は、災害時に公助が行われるまでの間、自助と共助が取るべき行動と役割について地域の特性に応じた独自の地区防災計画を作成していただけるよう、「倶知安町地区防災計画作成マニュアル」を作成し、自主防災組織等は、町と連携して地区防災計画を作成し、計画に基づき訓練を実施するものとする。

第7節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所（福祉避難所）の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

第1 避難誘導體制の構築

- (1) 町は、大規模火災、大雨や豪雨等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。
その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- (2) 町は、指定緊急避難場所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所等の標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 町及び道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (5) 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- (6) 町及び道は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを予め定めるよう促すものとする。
- (7) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市町村との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- (8) 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第2 防災拠点の整備

防災拠点とは、災害発生時における防災活動の拠点となる施設や場所のことをいい、単独又は複数で構成され、平常時には防災に関する研修や地域住民の憩いの場等になり、災害時には広域応援隊等の防災活動のベースキャンプや住民の避難地（施設及び敷地等）となるもので、その役割と規模に応じてコミュニティ防災拠点（自治会等单位）、地域防災拠点（町及び行政区単位）、広域防災拠点（都道府県単位）、基幹的広域防災拠点（国単位）の4つの種類に区分される。

(1) コミュニティ防災拠点（自治会等单位）

ア 定義と役割

コミュニティ防災拠点は、概ね自治会等单位で管理している集会施設及び付近の児童公園等で構成されており、平常時は集会、研修及び訓練等に活用し、災害時には消火、救助、救命、救護等の共助活動及び町災害対策本部への情報伝達場所として活用する拠点である。

イ 機能及び必要資機材

コミュニティ防災拠点には、地区防災計画に定める機能例及び必要資機材例を参考に整備を推進するものとする。

(2) 地域防災拠点（町及び行政区単位）

ア 定義

(ア) 町単位の地域防災拠点は、災害対策基本法第50条に定める災害応急対策に対する事項のうち、災害発生初動期の災害応急対策に必要な拠点のことをいい、町内に点在し、単独又は複数の機能で構成される。

(イ) 行政区単位の地域防災拠点は、概ね小中学校等を中心に設置され、コミュニティ防災拠点の補完拠点として短中期の避難地（施設及び敷地等）等に活用される。

イ 機能

(ア) 地域防災拠点（町単位）は、災害応急活動を実施する拠点（施設又は場所）として、災害応急対策活動内容に応じた必要な拠点区分に対して、以下の機能を有する拠点である

機能内容	機能区分	機能詳細	具体的な拠点名等
・災害応急対策等に関する事項	・災害対策本部	・指示等の発令、応援要請といった重要事項の意思決定 ・各部班の活動調整 ・関係機関との活動調整 ・住民への広報事項の決定	・役場庁舎
	・災害対策本部代替	・役場庁舎が使用できなくなった場合の代替（災害危険度により順位を変更する。）	・消防庁舎（第一順位） ・小川原脩記念美術館（第二順位）
・消防、水防その他の応急措置に関する事項	・消防、水防	・消防、水防に関する災害応急対策活動の中心となる施設	・羊蹄山ろく消防組合消防庁舎 ・富士見消防機械器具置場 ・瑞穂消防格納庫

			<ul style="list-style-type: none"> ・ニセコヒラフ消防格納庫 ・東部地域会館消防格納庫 ・八幡資材置き場（水防資機材等） ・分庁舎
--	--	--	--

(イ) 地域防災拠点（行政区単位）は、指定緊急避難場所（施設又は場所）、指定避難所（学校、体育館、保育所等）、等の機能を有し、避難者の緊急避難及び必要な期間を滞在させ、災害応急対策の進捗状況に応じ、各種支援の提供を受けることが可能な拠点である。

機能内容	機能区分	機能詳細	具体的な拠点名等	
・被災者の救護等に関する事項	・指定緊急避難場所（広場、学校、体育館等）	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から早期に逃れる施設又は場所	・指定緊急避難場所は、本章第7節第5の「指定緊急避難場所及び指定避難所等に関する共通事項」を参照	
	指定避難所	・指定一般避難所（学校、体育館等）（災対法施行令第20条の6（第1号～第4号）に適合する公示施設）	・災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な期間を滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設	・指定一般避難所は、本章第7節第5の「指定緊急避難場所及び指定避難所等に関する共通事項」を参照
		・福祉避難室（スペース）	・指定一般避難所の機能の一つとして設置され、主に要配慮者のうち必要とする者を収容する施設	
		指定福祉避難所（災対法施行令第20条の6（第1号～第5号）に適合する公示施設）	・避難行動要支援者のうち必要とする者を収容する施設	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉会館 ・くっちゃん保育所ぬくぬく

機能内容	機能区分	機能詳細	具体的な拠点名等
	福祉避難所（指定福祉避難所の基準に適合するが非公示施設）	指定福祉避難所と同等の機能	・町内協力福祉施設（協定締結施設等）
	・医療救護所	・災害時における負傷者等を受入れ、治療をする施設	・指定避難所内外に設置される。 ・町内協力医療機関
	・食糧供給施設	・災害時に調理又は食材を供給する施設	・学校給食センター ・町内協力店舗等
	・災害ボランティアセンター	・ボランティアの受入窓口及びボランティア滞在場所	・保健福祉会館（社会福祉協議会）
	・防災備蓄倉庫	・防災資機材及び非常用食料庫の備蓄施設	・分庁舎（主に食料） ・各指定避難所（主に食料以外）
	・支援物資集積所	・被災地外から受け入れた支援物資の集積施設	・指定避難所内の集積スペース ・町が指定する施設
	・遺体安置所	・災害により死亡した御遺体を一時安置する施設	・世代交流センター ・町内遺体安置協力施設

(3) 広域防災拠点（都道府県単位）

市町村域を超えた広域行政圏において、あるいは都道府県域を超えた大都市圏等において、応急復旧活動の展開拠点となる施設や被災地への救援物資の輸送の中継拠点となる施設等を一般的名称として呼んでおり、平常時の機能例としては、広域支援部隊等の研修・訓練機能、防災に関する町民等への教育・育成機能、防災研究開発機能等を有し、災害時の機能例としては、災害対策本部又はその補完機能、広域支援部隊等の活動要員の一時集結・ベースキャンプ機能、災害医療活動の支援機能、備蓄物資の効果的供給機能、救援物資の中継・分配機能、海外からの救助活動要員の受け入れ機能、海外からの救援物資の受け入れ機能等がある。

(4) 基幹的広域防災拠点（国単位）

国及び地方公共団体が協力し、都道府県単独では対応不可能な、広域あるいは甚大な被害に対して的確に応急復旧活動を展開するための施設をいい（「首都圏基幹的広域防災拠点整備基本構想」）、国が地方と合同で現地対策本部を設置するものとしている。

第3 指定緊急避難場所の確保等

(1) 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、予め当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

基準		異常な現象	崖崩れ・土石流・地滑り	大規模な火事	洪水	内水氾濫(※1)	噴火に伴い発生する火山現象(※2)	地震	
		管理の基準		居住者等に解放され、居住者等受入用部分等(*)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの *下記a2の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる					
施設の構造の基準 又は 立地の基準	構造(A)	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a2)					施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※3)に適合するもの(a3)		
	(施設の基準が複数ある場合は、その全てを満たすこと) (例) 津波は a1、a2、a3を満たす (A)・(B)いずれかに該当	異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a1)							
	立地(B)	安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある					当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない		

- (2) 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (4) 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- (5) 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第4 避難所の確保等

- (1) 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- (2) 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記の(1)に加えて次の基準に適合する施設を指定するものとする。
- ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - ウ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。
- (4) 指定避難所の指定にあつては、次の事項について努めるものとする。
- ア 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設を予め決定しておく。
 - イ 老人福祉センターや障害福祉施設等の施設を活用し、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、指定避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。
 - ウ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
 - エ 町は、指定避難所となる施設において、予め、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
 - オ 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

- (5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (6) 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- (7) 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

第5 指定緊急避難場所及び指定避難所等に関する共通事項

(1) 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所等の名称及び定義

災対法による名称等		本町における名称等	定 義 等
・ 指定緊急避難場所 (基本法第49条の4)		・ 指定緊急避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から早期に逃れるための避難場所又は避難施設として、水害など異常な現象の種類毎に安全性等の基準を満たす場所又は施設である。 ・ 指定緊急避難所は、指定避難所と相互に兼ねることができるものとする。
町が指定する避難場所		・ 一時避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定緊急避難場所を除く公園等を「一時避難場所」とし、避難者が一時的に集合して、様子を見る場所又は集団を形成する場所として、集合した人々の安全がある程度確保されるスペースをもつ公園等をいう。
(基本法第49条の7) 指定避難所	・ 指定一般避難所 (災害対策基本法施行令第20条の6第1号～第4号に適合する公示施設)	指定一般避難所(指定緊急避難場所を兼ねることができる。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な期間を滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として町長が指定する。 ・ 原子力災害発生時等における「避難バス乗車集合場所」及び「屋内退避施設」としての機能を兼ねる。
	指定福祉避難所(災害対策基本法施行令第20条の6第1号～第5号に適合する公示施設)	指定福祉避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者(高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、内部障がい者、難病患者等)のうち、何らかの特別な配慮を要する者を滞在させることのできるスペース(室)や施設とし、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資することが可能な機能を有していること。

災対法による名称等	本町における名称等	定 義 等
福祉避難所	福祉避難所	・「指定福祉避難所」以外の福祉避難所をいう。(災害対策基本法施行令第20条の6第1号～第5号に適合する施設で協定等を締結している施設)
町が指定する避難所	・ 予備避難所	・ 災害発生時において、指定避難所等が使用できなくなった場合、又は使用できなくなることが予想される場合に使用する施設である。
町が指定する避難所	・ 自主防災避難所	・ 平常時は地域住民の集会、研修及び訓練等に活用し、災害時には消火、救助、救命、救護等の共助活動を実施し、町災害対策本部との相互情報連絡場所として使用する。 ・ 災害の規模により、自主防災避難所を補完する指定避難所へ避難するものとし、原子力災害等発生時に指定避難所へ自力移動できない場合は、「一時屋内退避施設」として救援を待つ施設として利用する。

(2) 指定緊急避難場所（場所又は施設）の指定基準は、次のとおりとする。

指 定 基 準		関連する適合基準
管 理 基 準	災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。	
共 通 構 造	<ul style="list-style-type: none"> ・当該異常な現象により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであることとする。」及び「地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることとする。 ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他の者（以下、「居住者等」という。）に開放されること、その管理の方法が安全性等基準（※1）に適合するものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性等基準（※1） 居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（安全区域）外にある洪水（外水氾濫）及び浸水（内水氾濫）が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設である指定緊急避難場所にあつては、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであることとする。
地 震 を 除 く 基 準	立地 <ul style="list-style-type: none"> ・地震を除く、洪水等の異常な現象が発生した場合において、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（以下、「安全区域」という。）内にあるものであること。ただし、以下の基準に適合する施設については、この限りでない。 	

指 定 基 準		関連する適合基準		
構造	<ul style="list-style-type: none"> ・当該異常な現象に対して安全な構造のものとして技術的基準（※2）に適合するものであること。 ・洪水（外水氾濫）及び浸水（内水氾濫）が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（以下、「居住者等受入用部分」という。）が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的基準（※2） 当該異常な現象により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。 		
地震基準	<ul style="list-style-type: none"> ・地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設又は場所にある場合は、以下の基準のいずれかに適合するものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的基準（※3） 地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることとする。 		
	<table border="1"> <tr> <td>構造</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設が地震に対して安全な構造のものとして技術的基準（※3）に適合するものであること。 </td> </tr> <tr> <td>立地</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物がないこと。 </td> </tr> </table>		構造	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設が地震に対して安全な構造のものとして技術的基準（※3）に適合するものであること。
構造	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設が地震に対して安全な構造のものとして技術的基準（※3）に適合するものであること。 			
立地	<ul style="list-style-type: none"> ・当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物がないこと。 			

(3) 一時避難場所の指定基準は、次のとおりとする。

指 定 基 準	補 足 基 準	
管理	<ul style="list-style-type: none"> ・町所有（標識設置）又は自治会等管理の公園、緑地帯、広場、グラウンド等とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等は、一時避難場所を災害時の緊急集合場所として位置付けたときは、会員等に周知徹底を図るものとする。

(4) 指定一般避難所の指定基準は、次のとおりとする。

指 定 基 準	関連する適合基準	
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・収容能力の目安は500人以上とする。
構造	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 	
立地	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。 	
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。 	
要配慮者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時において、要配慮者の一時的な収容又は滞在に配慮した福祉避難スペース（室）を確保できるものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者に対し、必要なサービスを提供できない場合は、可能な福祉避難所等へ移送するものとする。

(5) 指定福祉避難所の指定基準は、指定一般避難所の指定基準に加え、次のとおりとする。

なお、指定福祉避難は、災害対策基本法の基準に適合し公示された施設であり、基準に適合しているが非公示で協定等を締結している福祉避難所（主に民間施設）に分類される。

指 定 基 準		補 足 基 準
構造	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性が確保されていること。[地震] ・原則として、バリアフリー化されていること。 ・バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障害者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・器材の備蓄を図ることを前提とすること。 	
立地	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、土砂災害特別警戒区域外であること。[土砂災害] ・浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。[水害] ・近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。 	
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。 	
機能	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の程度等により、地域住民と同じ空間あるいは指定避難所における福祉避難スペース（室）では避難生活が困難な要配慮者を避難生活させることが可能な設備及び体制の整った施設であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等が推奨される。 ・生活相談職員等の確保という観点から老人福祉センター及び障害福祉施設の施設を活用することが推奨される。

(6) 予備避難所の指定基準は、次のとおりとする。

指 定 基 準		補 足 基 準
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所の規模基準に準じるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・収容能力の目安 500 人未満とする。
構造	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者を一時滞在させることができる施設であること。 	
立地	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。 	
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にある物であること。 	

(7) 自主防災避難所の指定基準は、次のとおりとする。

指 定 基 準		補 足 基 準
管理	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等単位で自主管理運営しているものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の規模に応じて自宅等から付近の自主防災避難所等に集合し、共助を原則に指定避難所に避難するものとする。 ・自主防災避難所が災害のうち異常な現象により被災するおそれがある場合は、
構造	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時には集会、研修及び訓練等に活用することができる施設であること。 ・災害発生直後、施設が使用可能な場合は、町災害対策本部との相互情報連絡場所と 	

	して使用することができる施設であること。	指定緊急避難場所（場所又は施設）に避難するものとする。
運用	・災害発生直後、共助活動拠点として使用するものであること。	

(8) 避難バス乗車集合場所の指定基準は、次のとおりとする。(原子力災害)

指 定 基 準		補 足 基 準
構造	・避難用バスが敷地内に容易に進入することができ、旋回又は直進できる敷地構造であること。	・指定一般避難所の中から指定する。 ・屋内退避施設の玄関付近を使用することが可能な敷地構造であること。

(9) 屋内退避施設の指定基準は、次のとおりとする。(原子力災害)

指 定 基 準		補 足 条 件
構造	・一時滞在が可能な構造であること。 ・十分な耐震性能を有すること。 ・出入口等は、締め切り時に隙間等が発生しない構造であること。	・指定一般避難所等の中から指定する。

(10) 一時屋内退避施設の指定基準は、次のとおりとする。(原子力災害)

指 定 基 準		補 足 基 準
構造	・十分な耐震性能を有することが望ましい。 ・出入口等は、締め切り時に隙間等が発生しない構造であること。	・自主防災避難所の中から指定する。 ・自助及び共助で移動できない場合は、公助されるまで、その施設に留まるものとする。

(11) 指定緊急避難場所の指定及び緊急避難が適合する異常な現象等（町地域防災計画資料編_資料-9 避難所等関係）

番号	施設名	住所	異常な現象					原子力災害
			洪水・浸水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模火災	火山現象	
1	旭ヶ丘公園（1-1～7の総称）	北3～南3西4～旭	—	—	—	—	—	—
1-1	（クトサンパーク）	北3～南3西4	×	×	○	○	×	×
1-2	（わんぱく広場）	旭	○	○	○	○	×	×
1-3	（中央広場）	旭	○	○	○	○	×	×
1-4	（多目的広場）	旭	○	○	○	○	×	×
1-5	（駐車場）	旭	○	○	○	○	×	×
1-6	（テニスコート）	旭	○	○	○	○	×	×
1-7	（町営球場）	旭	○	○	○	○	×	×
2	北陽小学校グラウンド	北5西2	○	○	○	○	×	×
3	倶知安中学校グラウンド	北6西2	○	○	○	○	×	×
4	きたろくグラウンド	北6東7～8	○	○	○	○	×	×
5	東小学校グラウンド	北4東9	×	○	○	○	×	×
6	文化福祉センター前庭	南3東4	×	○	○	○	×	×
7	中央公園	南3東4	×	○	○	○	×	×
8	倶知安町役場前広場	北1東3	×	○	×	○	×	×
9	倶知安小学校グラウンド	南3東3	×	○	○	○	×	×
10	西小学校グラウンド	南6西3	×	○	○	○	×	×
11	サンスポーツランド くっちゃん駐車場及びグラウンド	樺山	○	×	○	○	×	×
12	西小樺山分校グラウンド	樺山	○	○	○	○	×	×
13	旧瑞穂小学校グラウンド	瑞穂	○	○	○	○	○	×
14	旧大和小学校グラウンド	大和	○	○	○	○	○	×
15	旧八幡小学校グラウンド	八幡	○	○	○	○	×	×
16	旧寒別小学校グラウンド	寒別	○	○	○	○	×	×
17	巽・豊岡連合会農業者担い手センター前広場	豊岡	○	○	○	○	×	×
18	旧富士見小学校グラウンド	富士見	○	○	○	○	×	×
19	旧比羅夫小学校グラウンド	比羅夫	○	○	○	○	×	×
20	北海道倶知安高等学校グラウンド	北7西2	○	△	△	△	×	×
21	北海道倶知安農業高等学校グラウンド	旭	○	△	△	△	×	×
備考	「指定緊急避難場所」を表す標識は設置する。 ・(13)で指定する「指定緊急避難場所」を兼ねる「指定一般避難所」については「指定緊急避難場所」を表す標識は設置しない。(全箇所、本表で指定する「指定緊急避難場所」に隣接)							

- 凡例 1. ○：対象、×：対象外、△：予備施設
 2. —：旭ヶ丘公園は、1-1～7の総称であり、○又は×を表記できないため「—」を表記する。

(12) 一時避難場所の指定及び緊急避難が適合する異常な現象等（町地域防災計画資料編_資料-9 避難所等関係）

番号	施設名	住所	異常な現象					原子力 災害
			洪水・ 浸水	崖崩 れ、土 石流及 び地滑 り	地震	大規模 火災	火山現 象	
1	駅前公園	北3西4	×	△	○	×	×	×
2	しらかば街区公園	北4東1	×	△	○	×	×	×
3	六郷鉄道記念公園	北4東8～9	×	△	○	×	×	×
4	どんぐり街区公園	南1東2	×	△	○	×	×	×
5	あかしや街区公園	南2西2	×	△	○	×	×	×
6	しらゆき街区公園	南4西2	×	△	○	×	×	×
7	さくら街区公園	南8西2	×	△	○	×	×	×
8	レルヒ記念公園	南11東1	×	△	○	×	×	×
備考	「一時避難場所」を表す標識は設置しない。							

凡例 ○：対象、×：対象外、△：予備施設

(13) 指定一般避難所（指定緊急避難場所を兼ねる。（一部除く。））の指定及び避難が適合する異常な現象等（町地域防災計画資料編_資料-9 避難所等関係）

番号	施設名	住所	異常な現象					原子力災害	
			洪水・浸水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模火災	火山現象	避難バス乗車集合場所	屋内退避施設
1	◎★総合体育館	南3西4	◆	○	○	○	×	○	○
2	◎★北陽小学校	北6西2	◆	○	○	○	×	○	○
3	□★倶知安中学校	北5西2	◆	○	○	○	×	○	○
4	◎★東小学校	北4東9	◆	○	○	○	×	○	○
5	□★文化福祉センター	南3東4	◆	○	○	○	×	○	○
6	◎★倶知安小学校	南3東3	◆	○	○	○	×	○	○
7	◎★西小学校	南6西3	◆	○	○	○	×	○	○
8	◎★サンスポーツランドくっちゃん	樺山	○	×	○	○	×	○	○
9	▲★西小学校樺山分校	樺山	○	○	×	○	×	×	×
10	▲★瑞穂克雪管理センター（自主防災避難所を兼ねる。）	瑞穂	△	△	△	○	○	×	×
11	◎★北海道倶知安高等学校	北7西2	○	△	△	△	×	△	△
12	◎★北海道倶知安農業高等学校	旭	◆	△	△	△	×	△	△
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・「指定一般避難所」を表す標識は設置する。 ・「避難バス乗車集合場所」及び「屋内退避施設」を表す標識は設置しない。 								

- 凡例1. ◎：S56年以降の建築で、震災時も建築物被害が少ないと考えられる施設、
□：耐震化工事完了施設、▲：耐震化工事未完了施設
2. ○：対象、◆：浸水想定地域であるが緊急時に垂直避難が可能な施設、
×：対象外、△：予備施設
3. ★：指定緊急避難場所を兼ねる指定避難所

(14) 指定福祉避難所の指定及び避難が適合する異常な現象等（町地域防災計画資料編_資料－9 避難所等関係）

番号	施設名	住所	異常な現象					原子力災害	
			洪水・浸水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模火災	火山現象	避難バス乗車集場所	屋内退避施設
1	◎保健福祉会館	北3東4	×	○	○	○	×	△	△
2	◎くっちゃん保育所ぬくぬく	南3東5	×	○	○	○	×	△	△
備考	「指定福祉避難所」を表す標識は設置する。								

凡例1. ◎：S56年以降の建築で、震災時も建築物被害が少ないと考えられる施設、□：耐震化工事完了施設、▲：耐震化工事未完了施設

2. ○：対象、◆：浸水想定地域であるが緊急時に垂直避難が可能な施設
 ×：対象外、△：予備施設

(15) 予備避難所の指定及び避難が適合する異常な現象等（町地域防災計画資料編_資料－9 避難所等関係）

番号	施設名	住所	異常な現象					原子力災害	
			洪水・浸水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模火災	火山現象	避難バス乗車集場所	屋内退避施設
1	◎雪ん子館	旭	△	△	△	△	×	△	△
2	◎小川原脩記念美術館	北6東7	△	△	△	△	×	△	△
3	◎後志労働福祉センター	南1東1	×	△	△	×	×	△	△
4	◎中小企業センター（経済センター）	南2西1	×	△	△	×	×	△	△
5	◎北児童館	北5西2	△	△	△	×	×	×	×
6	◎南児童館	南2東1	×	△	△	×	×	×	×
備考	「予備避難所」を表す標識は設置しない。								

凡例1. ◎：S56年以降の建築で、震災時も建築物被害が少ないと考えられる施設、▲：耐震化工事未完了施設

2. △：指定避難所の補完施設、×：対象外

(16) 自主防災避難所の指定及び避難が適合する異常な現象等（町地域防災計画資料編_資料-9 避難所等関係）

番号	施設名	住所	異常な現象					原子力 災害
			洪水 ・ 浸水	崖崩 れ、土 石流及 び地滑 り	地震	大規模 火災	火山 現象	一時屋内 退避施設
1	□北地域会館	北5西 2	○	△	△	×	×	●
2	◎東地域会館	北3東 7	×	△	△	×	×	●
3	□南地域会館	南8西 2	×	△	△	×	×	●
4	◎旭寿の家	旭	○	△	△	○	×	●
5	▲峠下集会所	峠下	○	△	△	○	×	●
6	▲瑞穂克雪管理センター（指定緊急避難所を兼ねる。）	瑞穂	△	△	△	○	○	●
7	▲大和研修所	大和	△	△	△	○	×	●
8	▲八幡地域センター	八幡	○	△	△	○	×	●
9	◎東部地域会館	寒別	×	△	△	○	×	●
10	▲巽・豊岡連合会農業者担い手センター	豊岡	○	△	△	×	×	●
11	◎岩尾別会館	岩尾別	○	△	△	○	×	●
12	◎高砂地域センター	高砂	○	△	△	○	×	●
13	◎樺山寿の家	樺山	○	△	△	○	×	●
備考	「自主防災避難所」及び「一時屋内退避施設」を表す標識は設置しない。（自治会等で会員等に周知するものとする。）							

凡例1. ◎：S56年以降の建築で、震災時も建築物被害が少ないと考えられる施設、□：耐震化工事完了施設、▲：耐震化工事未完了施設

2. ○：対象、×：対象外、△：予備施設、●屋内退避施設（指定避難所）に自力で避難できない場合に使用する屋内退避施設

第6 倶知安町における避難計画の策定等

(1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、道は市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

(2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、水防法に基づく浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 倶知安町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法

イ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）

エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

オ 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

（ア）給水、給食措置

（イ）毛布、寝具等の支給

（ウ）衣料、日用必需品の支給

（エ）暖房及び発電機用燃料の確保

（オ）負傷者に対する応急救護

カ 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項

（ア）避難中の秩序保持

（イ）住民の避難状況の把握

（ウ）避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

（エ）避難住民に対する各種相談業務

キ 避難に関する広報

- (ア) 町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等による周知
- (イ) 緊急速報メールによる周知
- (ウ) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
- (エ) 避難誘導者による現地広報
- (オ) 住民組織を通じた広報

(4) 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、予め様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

第7 防災上重要な施設の避難管理等

- (1) 社会福祉施設等（障害者支援施設、療養介護事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、共同生活援助事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等（訪問系サービスを除く。))の所有者又は管理者は、厚生省令又は厚生労働省令に基づき、主に次の事項に留意して、施設が立地する地域の環境等を踏まえ、様々な災害（火災、地震、洪水（浸水）等、土砂災害、火山、原子力、ミサイル攻撃、テロ攻撃等）からの避難を含む非常災害に関する具体的計画（非常災害対策計画）を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 介護保険施設等の立地条件

イ 災害に関する情報の入手方法

ウ 災害時の連絡先及び通信手段の確認

エ 避難を開始する時期、判断基準

オ 避難場所

カ 避難経路

キ 避難方法

ク 災害時の人員体制、指揮系統

ケ 関係機関との連携体制

コ 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）は、上記のア～ケまでの事項が記載されている場合に限り、非常災害対策計画に該当するものとする。

サ 根拠法令（厚生労働省令、水防法等）ごとに計画を作成する必要はなく、一つの計画の中に根拠法令が要求する内容が記載されていることで足りるものとする。

(2) 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等の主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法等関係法令等に基づき、主に次の事項に留意して、自然災害（洪水（浸水）、土砂災害等）からの避難を含む非常災害に関する具体的計画（避難確保計画）を作成し、町に提出し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、避難訓練を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 計画の目的

イ 計画の適用範囲

ウ 防災体制

エ 情報収集及び伝達

オ 避難の誘導

カ 避難確保を図るための施設の整備

キ 防災教育及び訓練の実施

ク 自衛水防組織の業務（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

ケ 根拠法令（厚生労働省令、水防法等）ごとに計画を作成する必要はなく、一つの計画の中に根拠法令が要求する内容が記載されていることで足りるものとする。

第8 公共用地等の有効活用への配慮

町及び道、北海道財務局は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第8節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

第1 安全対策

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町、道及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

(1) 北海道の対策

道は、町及び社会福祉施設等の管理者と一体となって、広域的な観点に基づいた要配慮者の安全対策を行う。

ア 地域における安全体制の確保

災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするため、平常時から要配慮者の実態を把握しておくとともに、関係団体、自主防災組織や住民による協力・連携の体制を確立しておくことが必要である。

このため、市町村に対し、要配慮者の具体的な避難方法について定めた個別避難計画（支援者カード）の作成が促進されるよう、先行事例を紹介するなど作成支援に努めていく。

イ 防災知識の普及・啓発

道は、要配慮者やその介護者に対して、災害時に際しとるべき行動などを、町と連携して「手引き」などによる啓発等を行うなど、災害時における要配慮者の安全確保に努めていく。

また、防災総合訓練などの実施に当たっては、道は、町等と協力して自主防災組織を中心とした要配慮者に対する避難訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。

ウ 指定福祉避難所の指定促進

災害時に要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、市町村における指定福祉避難所の指定促進を支援する。

エ 災害時施設間避難協定の締結促進

災害時に高齢者及び障がい者の適切な介護環境を確保するため、その利用する社会福祉施設等と同種若しくは類似の施設又はホテル等に避難先が確保できるよう、社会福祉施設等間における施設利用者の受入れに関する災害協定が締結されるよう指導に努める。

オ 避難行動要支援者等の要配慮者の情報提供

町の求めに応じて、道が保有する避難行動要支援者等の要配慮者の情報を提供する。

(2) 俱知安町の対策（総務課・福祉医療課・地域包括支援センター）

町は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「名簿」という。）を防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

なお、町では災害時における要配慮者への支援等について別途、定める「俱知安町要配慮者（避難行動要支援者）避難支援計画（全体計画）」及び「俱知安町避難行動要支援者に関する情報提供管理マニュアル」に基づく支援体制の確立を進める。

ア 地域防災計画の策定

町は、名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いや個別避難計画の作成・活用方針等を整理し、そのうち、重要事項を地域防災計画に定める。

町は、要配慮者（避難行動要支援者）支援のための体制を充実させるため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、道が作成した「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き」等を参考に「俱知安町要配慮者（避難行動要支援者）避難支援プラン（全体計画）」を策定し、これらに基づき地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等について「俱知安町避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画（支援者カード）」の策定を推進するものとする。

イ 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

ウ 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報提供

町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、都道府県警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

オ 個別避難計画の作成

町は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、避難支援等関係者と連携しながら作成に取り組む。

カ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。

ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

キ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

ク 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

地区防災計画が定められている場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認すること。

ケ 福祉避難所の指定

町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

(3) 社会福祉施設等の対策

ア 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

イ 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ、的確に対処するため、予め防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

ウ 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

エ 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行

動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的を実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的を実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的を実施するよう努める。

第2 外国人に対する対策

町及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- (4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第9節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

第1 防災会議構成機関

- (1) 情報等の収集及び連絡を迅速、かつ、的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報の取扱い要領を定め、災害時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、予め道防災会議会長に報告するものとする。
- (2) 情報に関し必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、地域防災計画（資料編）に掲載するよう努める。
- (3) 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するとともに、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

第2 倶知安町、北海道及び防災関係機関

- (1) 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。
- (2) 災害時において停電の発生も想定し、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線通信システムの整備を図るとともに、IP通信網、ケーブルテレビ網等の有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
また、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。
なお、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、町、国、道、消防本部等を通じた一体的な整備を図るものとする。
- (3) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。
なお、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。
- (4) 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法的確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。
- (5) 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じ

た際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。

- (6) 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。
- (7) 現地情報連絡員（リエゾン）等の応援要請、派遣及び受入れ体制
- ア 北海道への依頼
町の体制のみでは円滑な情報収集連絡の実施が困難な場合は、後志総合振興局に応援を求める。
- イ 北海道開発局への依頼
「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」により北海道開発局（小樽開発建設部）に現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を依頼する。派遣基準は、大規模自然災害（地震、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等）が発生又は発生しそうな状況の場合で、北海道開発局（小樽開発建設部）の判断で派遣される場合もある。
- ウ 北海道森林管理局への依頼
災害対策基本法の規定に基づき、応急用食料・物資等の充足状況の確認等のため、北海道森林管理局に対し、現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を要請する。
- エ 応援隊の受入れ
庶務班は、北海道開発局（小樽開発建設部）、北海道森林管理局（後志森林管理署）の現地情報連絡員（リエゾン）及び道からの応援職員の派遣が決定した場合は、作業スペースの確保等の受入れ体制の整備に努めるものとする。

第10節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

第1 建築物防災の現状

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法では集団的な防火に関する規制を行い、防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。

第2 予防対策

町及び道が実施する建築物の予防対策は、次のとおりである。

(1) 北海道

ア 町が市街地の不燃化を図るため、土地利用の動向を勘案し、町に対し、防火地域及び準防火地域の指定を積極的に行えるよう情報提供を行う。

イ 低層過密の市街地を再開発し、建築物の不燃化、都市空間の確保等により市街地防火を図るため、市街地再開発事業を促進する。

なお、この際、町等市街地再開発事業を施行する者に対し、必要により技術援助を行う。

ウ 本町の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状から、これら木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化の促進を図るとともに、建築技能者等の研修を実施し、技能の向上を図るものとする。

(2) 倶知安町

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

第3 崖地に近接する建築物の防災対策

(1) 町及び道は、崖の崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、崖地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

(2) 町及び国は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を推進する。

第11節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにある。

第1 消防体制の整備

(1) 消防計画整備方針

羊蹄山ろく消防組合は、消防の任務を遂行するため、当該区域の地域防災計画の内容を踏まえ、各種災害に対し、効果的な消防活動を行えるよう消防計画の一層の充実を図る。

(2) 消防計画の作成

羊蹄山ろく消防組合は、1の方針により火災予防及び火災防御を中核として、これに火災以外の災害の防除及び発生による被害を軽減するための事項等を含めた業務全体に係る消防計画を作成するものとする。

(3) 消防の対応力の強化

羊蹄山ろく消防組合は、将来人口が減少する中で、複雑多様化、大規模化する災害に対応可能な消防体制を確立するため、「第三次北海道消防広域化推進計画」を踏まえながら、消防の広域化を推進するなど、消防の対応力強化に努めるものとする。町はこれを支援する。

第2 消防力の整備

羊蹄山ろく消防組合は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

第3 消防職員及び消防団員の教育訓練

町及び道は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校及び現地市町村において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

第4 広域消防応援体制

町は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や「第5章第7節 広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

【参考】 応援協定の状況

- ・北海道広域消防相互応援協定
- ・北海道消防防災ヘリコプター応援協定
- ・災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定
- ・大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

第12節 水害予防計画

町及び後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所が、台風や前線による洪水・氾濫及び土砂災害の発生に備えて実施する各種予防対策は次のとおりである。

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、本計画の定めるところによる。

第1 河川及び下水道等の整備（建設課・水道課）

町（建設課）及び後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所は、所管河川における災害の発生が予測される災害危険区域の整備を推進する。

なお、災害の発生が予想される災害危険区域は、次のとおりである。

- (1) 尻別川 管理延長 72.0 km（ニセコ町・京極町・喜茂別町管内を含む）
- (2) 硫黄川 管理延長 3.5 km
- (3) ソースケ川 管理延長 3.2 km
- (4) 倶登山川 管理延長 17.0 km
- (5) ポンクトサン川 管理延長 12.0 km
- (6) 砂利川 管理延長 1.0 km
- (7) ヌップリ寒別川 管理延長 0.9 km

町（水道課）は、内水氾濫による浸水履歴がある区域や市街地における低地帯など浸水しやすい区域について、下水道及び排水路の整備を推進する。

第2 予防対策

町及び国、道等は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、本章第15節「融雪災害予防計画」による。

(1) 倶知安町、北海道

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備するものとする。

さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

(2) 北海道開発局、北海道

北海道開発局及び道は、水防法に基づき指定した気象庁と共同で洪水予報を実施する河川又は氾濫危険水位を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

(3) 北海道

道は、水防法に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

(4) 双葉ダム管理者(倶知安町)

ダムゲートの操作に当たっては、常時、上・下流一帯の水利関係に障害を及ぼさないことに留意するとともに、洪水時においても河川の自然流量を増大させないことを原則とし、当該ダムのダム操作規則に定めるゲート操作基準により適正な操作を行うものとする。

また、不測の事態に備え、操作に必要な非常用電源や燃料等については、予め確保しておくものとする。

(5) 倶知安町（総務課・建設課・羊蹄山ろく消防組合）

ア 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資器材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。

イ 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

（ア）水位到達情報の伝達方法

（イ）避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

（ウ）防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項

（エ）洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

① 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ウ 本計画において上記(2)ウに掲げる事項を定めるときは、本計画において、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める者へ洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

（ア）要配慮者利用施設所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）

エ 浸水想定区域をその区域に含む町の長は、本計画において定められた上記イ（ア）～（ウ）に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

オ 町は、水防法に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

カ 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令を判断する基準については、「第5章災害応急対策計画 第4節 第3避難指示等の周知」のとおりとする。

なお、巡回中の職員等が、河川水位の上昇等の異常を確認した場合は、基準によらず、直ちに避難情報の発表を行う。

第3 風水害予防体制の強化（建設課・羊蹄山ろく消防組合）

町（建設課）、羊蹄山ろく消防組合及び後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所は、平常時から水防用資器材を整備し、ポンプ場、樋門、樋管等の水防施設の点検・管理を行うとともに各種水防訓練を実施する。

また、各関係機関は、気象注意報、警報等の気象情報や河川情報の迅速な伝達手段を整備する。

第4 水防思想の普及（総務課・総合政策課）

町（総務課・総合政策課）は、水害発生時において水防に対する町民等の協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努める

第5 水防計画

水防に関する計画は、水防法に基づき作成した町水防計画の定めるところによる。

第13節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 予防対策

町及び国、道等は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

(1) 北海道森林管理局、北海道

内陸部における風害(霧害を含む)を防ぐため、防風林造成事業等の治山事業を推進するものとする。

(2) 北海道

農作物の風害予防のため、時期別・作物別の予防措置及び対策を指導するとともに、耕地保全、作物の成育保護のため、耕地防風林の合理的な造成について指導するものとする。

(3) 倶知安町、北海道

学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

(4) 倶知安町、施設管理者

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第14節 雪害予防計画

雪害に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。

第1 雪害の予防

町は、道内においても有数の豪雪地域である。積雪による道路交通状況の悪化は町民の生活へ及ぼす影響が大きく、また、災害発生時における緊急車両の通行にも支障があることも考えられる。

町及び関係機関は、冬季間において適宜道路の除排雪を実施し、良好な道路交通の確保を図るとともに、異常降雪により道路交通の状況が悪化し、又はそのおそれがあるときは、道路交通の確保のため速やかに除排雪を実施する。その他、異常降雪に対処するための予防対策はこの計画の定めるところによる。

第2 道路除排雪体制（建設課）

（1）除排雪機械の整備点検

各道路管理者は、降雪期前に除排雪機械の点検整備を行うとともに、降雪期間中は常に除排雪機械の整備に努め、常時十分な除排雪体制を確保する。

（2）除排雪体制の確立

各道路管理者は、雪害防止を図るため、気象官署の発表する雪に関する予警報等に基づき、気象状況の把握に努めるとともに、除排雪体制を整える。

第3 除雪実施責任者

（1）国道

小樽開発建設部倶知安開発事務所は国道の除雪を以下の基準により実施し交通の確保を行う。

種 類	町内対象路線	除 雪 目 標
第1種	国道5号 国道276号	昼夜の別なく除雪を実施し、交通を完全に確保する。
第2種	国道393号	2車線確保を原則とし、夜間除雪は通常行わない。

(2) 道道

後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所は道道の除雪を以下の基準により実施し交通の確保を行う。

区分	交通量	町内対象路線	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	倶知安停車場線 倶知安ニセコ線 京極倶知安線 蘭越ニセコ倶知安線 ニセコ高原比羅夫線 ニセコ高原比羅夫線 (ひらふ坂)	2車線以上の所定幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は交通を確保する。 異常降雪時には、極力2車線確保を図る。

(3) 町道

町(建設課)は町道の除雪を実施し交通の確保を行う。除雪の基準は以下のとおり。

除雪目標	対象延長
降雪10cm以上で除雪出動 連続した降雪で上記の基準には満たないが、今後、3~4時間程度で10cmを越えると予測される場合 風雪や地吹雪による吹溜りの発生が予測される場合 異常降雪の場合は除雪の遅れ及び一時中断もある。	154,947m

第4 除雪実施責任者

(1) 排雪対象路線

町(建設課)は町道の排雪を実施し、道路幅員の確保を行う。排雪の基準は以下のとおり。

除雪目標	対象延長
原則として3回以上排雪路線	38,941m

(2) 雪捨て場

道路管理者は、排雪に伴う雪捨て場の設定に当たっては、特に次の事項に注意する。

1 交通に支障のない場所を選定する
2 河川等を利用する場合は河川の流下能力の確保に努め、はん濫災害等の発生防止に十分留意する。

第5 町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、道の要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- (1) 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- (3) 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- (4) 積雪における消防体制を確立すること。
- (5) 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- (6) 要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。
- (7) 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - ア 食料、燃料等の供給対策
 - イ 医療助産対策
 - ウ 応急教育対策
- (8) 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- (9) 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害の発生防止について十分配慮すること。

第15節 融雪災害予防計画

融雪災害に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ、防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。

町及び防災関係機関が、融雪による河川の出水災害に対処するための予防対策はここに定めるところによる。

第1 気象情報及び融雪情報の把握（総務課）

町及び防災関係機関は、融雪期においては気象官署と密に連絡をとり、町内の積雪状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努める。

第2 出水災害予防体制の強化（建設課）

後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所、町（建設課）及び羊蹄山ろく消防組合は、平常時から水防用資器材を点検・整備し、ポンプ場、樋門及び樋管等の水防施設の点検・管理を行うとともに各種水防訓練を実施する。

第3 河川流下能力の確保（建設課）

町（建設課）及び後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所は、河川管理者として、河川が融雪、結氷、捨雪、じんかい等により河道が著しく狭められ、出水による災害が予想されるときは、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎、障害物の除去等に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を行い、河川流下能力の確保に努める。

第4 なだれの災害予防（建設課）

（1）道路斜面のなだれ予防対策

町（建設課）、後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所及び小樽開発建設部倶知安開発事務所は、道路管理者として、なだれ発生予想箇所に危険を周知するための標識を設置し、随時当該路線及び区間のパトロールを実施し、なだれの発生が予想されるときは、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講じる。

（2）鉄道斜面のなだれ予防対策

J R北海道倶知安駅及び札幌保線所倶知安保線管理室は、なだれの発生が予想される地点の状況の把握に努め、状況に応じて線路警備、運転規制等を実施し、列車運行の安全を確保する。

（3）崖地のなだれ予防対策

崖地の管理者は、融雪期において、崖崩れ及び地滑り発生予想箇所のパトロールを強化し、災害の発生が予想されるときは、速やかに町又は管理者に通報するとともに必要な応急措置を講じる。

第5 融雪思想の普及（総務課・総合政策課）

町は、融雪災害発生時において水防に対する町民等の協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努める。

第6 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- (1) 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- (3) 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- (4) 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- (5) 融雪災害時に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。
- (6) 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- (7) 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- (8) 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- (9) 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第16節 土砂災害の予防計画

土砂災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 現況

- (1) 本町における、当時の建設省の通達に基づき調査を行った土砂災害危険箇所並びに土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所数は、次のとおり。

【R2.3.31 現在】

自然現象の種類	土砂災害危険箇所	土砂災害警戒区域	
			土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	12	12	12
土石流	12	12	8
地滑り	1	1	0
指定箇所数計	25	25	20

- (2) 本町における、山地災害危険地区は、次のとおり。

【R2.3.31 現在】

区 分	箇所数
山地災害危険地区	37

第2 予防対策

町及び道は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

北海道開発局は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流、河川閉塞による湛水又は火山噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流による重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための緊急調査を行うとともに、町及び道へ情報の通知を行う。

(1) 北海道

ア 土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用状況その他の事項に関する調査を行い、その結果を関係市町村の長に通知するとともに公表することとしている。

イ 急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等に関する調査を行い、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」として指定するときは、当該指定をする旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示することとしている。

ウ 警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」として指定するときは、当該指定をする旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項を公示することとしている。

エ 市町村の長に対して土砂災害警戒区域等の公示事項等を記載した図書を送付し、市町村地域防災計画に警戒区域ごとに土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるように指導することとしている。

- オ 特別警戒区域における開発行為の制限や建築物の安全性確保の確認、又は建築物に対する移転等の勧告を行うこととしている。
- カ 特別警戒区域内の住宅移転及び建築の制限などの指導を行うこととしている。
- キ 大雨による土砂災害発生の急迫した危険が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の発令を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の参考となるように気象庁と共同して土砂災害警戒情報を作成・発表し、関係する市町村の長に通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講じることとしている。
- ク 重大な土砂災害（地滑り）の急迫した危険がある場合において、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査を行う。調査の結果、一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認められるとき、または当該土砂災害が想定される土地の区域もしくは時期が明らかに変化したときは、市町村長が避難のための立退きの指示の判断に資するため、土砂災害緊急情報を通知するとともに、一般に周知するため必要な措置を講じることとしている。

(2) 俱知安町

- ア 市町村地域防災計画に、土砂災害警戒情報等と連携した避難指示等の発令基準、警戒区域等、避難指示等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載するものとする。
- イ 警戒区域等の指定があったときは、本計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - (ウ) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - (エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - (オ) 救助に関する事項
 - (カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- ウ 本計画において、前項エに掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。
- エ 警戒区域等をその区域に含む町は、本計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
- オ 土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。

第3 形態別予防計画

(1) 地滑り等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地滑り災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地滑りが発生すると多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町及び国、道は次のとおり地滑り防止の予防対策を実施するものとする。

ア 北海道開発局、北海道森林管理局

直轄で工事している地滑り防止施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

イ 倶知安町

住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域及び地すべり危険地区の周知に努めるとともに、本計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

(2) 崖崩れ防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町及び国、道は、次のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

ア 急傾斜地崩壊（崖崩れ）防止対策

イ 倶知安町

住民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、本計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

(3) 山腹崩壊防止対策

ア 倶知安町

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、本計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

(4) 土石流予防計画

ア 北海道開発局、北海道森林管理局

(ア) 土石流危険溪流及び崩壊土砂流出危険地区に係る直轄砂防・治山施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

(イ) 砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導するものとする。

(ウ) 同一溪流内で同時期に複数の砂防・治山事業が実施される場合は、各事業者間において土石流対策等の情報を相互に交換するとともに、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について請負業者間において連絡調整するよう指導するものとする。

イ 倶知安町

住民に対し、土砂災害警戒区域、土石流危険溪流及び崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、本計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

第4 土砂災害危険区域の整備

後志総合振興局は、治山事業計画に基づき地滑り危険区域における防止工事を推進する。

後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所は、土石流危険溪流等の整備を推進する。

第17節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町、道及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町、道及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 避難救出措置等

(1) 北海道

ア 災害の発生により応急対策を実施する場合は、町と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。

イ 災害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

(2) 北海道警察

ア 災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに、急を要するときで、町長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、町長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。

イ 災害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

(3) 倶知安町

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

ア 積雪・寒冷期に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。

イ 災害時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

第3 交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、北海道開発局、町及び道等道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

ア 除雪体制の強化

(ア) 道路管理者は、町及び道、一般国道、道道、高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(イ) 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

- イ 積雪寒冷地に適した道路整備の推進
 - (ア) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。
 - (イ) 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。
- ウ 雪上交通手段の確保

町及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

第4 雪に強いまちづくりの推進

- (1) 家屋倒壊の防止

町及び道は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。
- (2) 積雪期における避難所、避難路の確保

町及び道防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。
- (3) 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

道、市町村及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

第5 寒冷対策の推進

- (1) 被災者及び避難者対策
 - ア 倶知安町

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。
 - イ 北海道

道は、町における発電機等の整備に係る支援のほか、民間事業者との協定締結など、災害時に速やかな支援が行える体制の整備に努める。
- (2) 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等)の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。
- (3) 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。
- (4) 住宅対策

町及び道は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に

対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

第6 スキー客に対する対策

スキー場で雪崩等の災害等が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設、ロッジ等の損壊等により多数のスキー客の被災が懸念されることから、本町にあつては、スキー場の施設管理者とともに、スキー場利用客の安全対策に努めておくものとする。

第18節 複合災害に関する計画

町、道をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

第1 予防対策

- (1) 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- (2) 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実にも努めるものとする。
- (3) 町及び道は、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

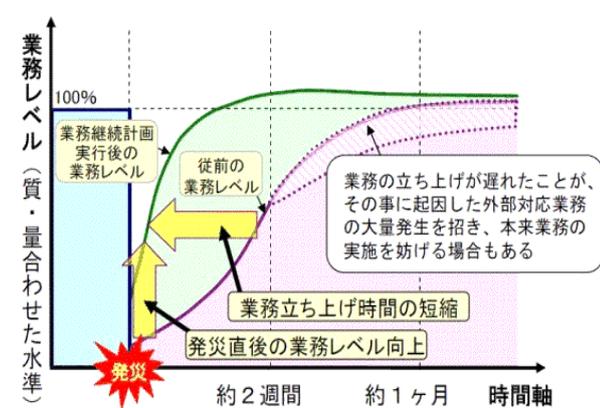
第19節 業務継続計画の策定

町及び道は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町及び道事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

町では、上記を整理し、「倶知安町業務継続計画」を策定済みである。



第2 業務継続計画（BCP）の策定

(1) 倶知安町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市町村の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(2) 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

また、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町等と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町及び道は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想

定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。